

一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟
謝金及び日当に関する規程

(総則)

第1条 この規定は、一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟（以下、「連盟」という。）の役員及び事務局職員（以下、「役職員」という。）、または、役職員以外の者が連盟の業務遂行に関わる場合における謝金等の支給については、この規定に定めるところによる。

(謝金の支給)

第2条 謝金等の支給は、別表に掲げる謝金等支給基準表（以下「基準表」という。）に定める額を支給する。

(謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、委員謝金、講師・コーチ謝金、日本代表監督謝金、医師・看護師謝金、大会謝金、ボランティア謝金、その他専門技術を要する者の謝金等とする。

(委員謝金)

第4条 委員謝金は、理事会、委員会及び当該会議に準ずる会議へ出席したものが対象となるが、原則として支給しない。ただし、理事会が別に定めたときは支給できる。

(講師・コーチ謝金)

第5条 技術委員会所属の講師・コーチ謝金は、講習会、大会視察、選手発掘、強化合宿、強化トレーニング及び会議等の講師・コーチ等のスタッフに対し支給できる。

(医師・看護師謝金)

第6条 医師・看護師謝金は、強化合宿や競技会等の医師・看護師に対し支給できる。

(大会謝金)

第8条 大会謝金は、競技大会で主たる構成員に当たる役員・スタッフ・審判・医師・看護師に対し支給できる。

(ボランティア謝金)

第9条 ボランティア謝金は、競技大会等で主たる構成員以外から臨時的に招聘した者に対し支給できる。

(謝金の調整)

第 10 条 謝金の支給に関し、第 2 条の規定に基づく別表の基準表によりがたい場合は、講師・コーチ等の社会的地位を勘案し、至急額の増減ができるものとする。ただし、増額して支給しようとするときは、理事会の承認を得るものとする。

- 2 選手発掘、強化合宿、強化トレーニング及び、大会で 3 時間を超えて業務に係わった場合は、1 日当たりの謝金とする。
- 3 所得税は事務局が個人代わって納税する。

付則

平成 30 年 11 月 10 日一部変更 (基準/日当・謝金)・・・Ver1.1

平成 30 年 12 月 1 日より適用とする。

基準表

< 理事・役職員 >

	合宿	海外遠征/日	会議・講習会	国内大会
謝金	なし	なし	なし	なし
日当	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円

< 強化コーチ >

	合宿	海外遠征/日	会議・講習会	国内大会
謝金	8,000 円	なし	5,000 円	5,000 円
日当	2,000 円	5,000 円	2,000 円	2,000 円

< 強化スタッフ >

	合宿	海外遠征/日	会議・講習会	国内大会
謝金	8,000 円	なし	5,000 円	5,000 円
日当	2,000 円	5,000 円	2,000 円	2,000 円

< 通訳 >

	合宿	海外遠征/日	会議・講習会	国内大会
謝金	8,000 円	10,000 円以上	8,000 円	8,000 円
日当	2,000 円	なし	2,000 円	2,000 円

< 医師（クラス分け含む） >

	合宿	海外遠征/日	会議・講習会	国内大会
謝金	10,000 円	10,000 円以上	20,000 円	10,000 円
日当	2,000 円	なし	2,000 円	2,000 円

< PT（クラス分け含む） >

	合宿	海外遠征/日	会議・講習会	国内大会
謝金	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
日当	2,000 円	なし	2,000 円	2,000 円

< 大会 >

	役員	スタッフ	審判	ボランティア	連盟役員
謝金	なし	なし	なし	なし	なし
日当	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	なし

※ただし、開催地の都合により変更の場合がある。

※合宿時の日当（2,000 上限で昼食付の場合は半額）

※海外遠征の日当（5,000 上限）

※上記金額は、当事業年度の補助金予算により変更する場合がある。

その場合は、理事会にて決定する。